

**国分寺市健康増進支援アプリ導入及び
運用業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

令和 4 年 1 月 12 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 健康部 健康推進課 健康推進係

担当：芦田，小池

住所：〒185-0024 東京都国分寺市泉町二丁目3番8号

電話：042-321-1801

FAX：042-320-1121

E-mail：kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名 国分寺市健康増進支援アプリ導入及び運用業務委託

(2) 事業目的

予防接種スケジュールなど、子育てを支援する機能や子育て等に関する情報提供を行うことで、子育てしやすい環境を整備するため、それらの機能を有するスマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）を提供し、国分寺市内で子育て中の家庭が、より手軽に子育て等に関する情報を取得できる環境を整備することを目的とする。この目的を達成するため、総合的に評価できるプロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年9月30日まで

なお、委託業務を継続することが適当でない認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市泉町二丁目3番8号

(なお、市は、令和7年度を目途として庁舎移転を予定しているため、庁舎移転後は新庁舎での履行となる。)

(6) 現状の課題等

《課題》

健康推進分野でもデジタル化に取り組む必要がある。

《要望》

モバイルサービスではなくアプリ化や乳幼児健診等の予約をできるようにしてほしい、などの要望が多数ある。

(7) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 3,410,000円

【内訳】

令和3年度予算	0円
令和4年度予算	440,000円
令和5年度予算	660,000円
令和6年度予算	660,000円
令和7年度予算	660,000円
令和8年度予算	660,000円
令和9年度予算	330,000円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は合計委託料及び各年度の委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) スケジュール

・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布 ③企画提案参加意思表明書及び契約実績届出書の提出	令和4年1月12日（水）から 令和4年1月26日（水）午後5時まで ※参加資格確認・通知 令和4年1月31日（月）
2	質問受付	令和4年1月12日（水）から 令和4年1月19日（水）午後5時まで
3	質問回答	令和4年1月24日（月）
4	申請書・企画提案書等受付	令和4年1月31日（月）から 令和4年2月7日（月）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和4年2月16日（水）
6	第一次審査結果通知	令和4年2月18日（金）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和4年2月25日（金）
8	第二次審査結果通知	令和4年3月4日（金）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく仕様書最終調整）	令和4年3月11日（金）
10	契約締結	令和4年3月25日（金）

・事業スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	アプリの開発・導入	令和4年4月から6月まで
2	アプリ運用開始	令和4年7月から
3	現在の健康増進モバイルサービス終了	令和4年9月末

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ，電子調達サービス

(2) 募集期間

令和4年1月12日（水）から令和4年1月26日（水）午後5時まで

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当していないこと。
- ② 国分寺市契約事務規則第35条の規定による資格審査サービスに登録された者で、申請業種「情報処理業務」に登録があること。
- ③ 参加申込の時点で国分寺市から指名停止処分を受けていない者。
- ④ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。また、破産法に基づく破産手続き開始の申立または破産手続中のものでないこと。
- ⑤ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
※新型コロナウイルス感染症等の影響により、徴収猶予を受けている場合を除く。(徴収猶予の証明書の写し等を提出すること。)
- ⑨ 今回と同様の業務(予防接種スケジューラなど、子育てを支援する機能や子育て等に関する情報提供を行うことで、子育てしやすい環境を整備するための機能を有するスマートフォンアプリを提供し、運用する業務)について、契約締結時点で人口10万人以上の自治体において、過去5年以内に業務を開始した案件を5件以上有すること。

(2) 制限事項

応募者1者につき複数の提案は認めない。

(3) 参加申込

実施要領等の配布

配布期間

令和4年1月12日(水)から令和4年1月26日(水)午後5時まで

配布時間：土日祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

配布場所

〒185-0024 東京都国分寺市泉町二丁目3番8号 国分寺市いずみプラザ
健康部 健康推進課

※実施要領は、以下のホームページから入手することができる。

国分寺市役所ホームページ (<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp>)

>発注・入札>国分寺市健康増進支援アプリ導入及び運用業務委託に係る公募型
プロポーザル実施について

※電子調達サービスのお知らせにも掲載する。

5 参加意思の確認

プロポーザルに参加表明しようとする者は、「企画提案参加意思表明書」(様式第1号)及び「契約実績届出書」※(様式第5号)を提出すること。また提出後、参加辞退を表明する場合は、「辞退届」(様式第2号)で辞退の届出を行うものとする。

※契約書の表紙(写し)を添付すること。

- (1) 提出方法 国分寺市健康部健康推進課に原本を持参すること。
- (2) 提出場所 国分寺市 健康部 健康推進課(国分寺市いずみプラザ)
TEL：042-321-1801・FAX：042-320-1181
住所：国分寺市泉町二丁目3番8号
- (3) 「企画提案参加意思表明書」及び「契約実績届出書」提出期限
令和4年1月26日(水)午後5時まで
受付時間：土日祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで
- (4) 参加資格確認・通知
参加資格の確認後、結果を令和4年1月31日(月)(予定)までに様式第11号で通知する。

6 企画提案参加申込書の提出

様式第 11 号により参加資格ありとの通知を受けた者で、企画提案する者は、以下のとおり企画提案参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

書類名称	様式 ※ 4	提出媒体	
		紙部数	電子
企画提案参加申込書	様式第 4 号	1 部	
企画提案書 ※ 1	様式第 6 号	正 1 部 副 10 部	○
見積書 ※ 2	様式第 7 号	1 部	
事業者概要	様式第 8 号	1 部	
業務管理者等の実績等※ 3	様式第 8-1 号, 第 8-2 号	各 1 部	
直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その 1（法人税）・納税証明書その 1（消費税及び地方消費税）		各 1 部	

※ 1 正本には事業者名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で事業者（応募者）が推測できるような記載は避けること。

※ 2 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、委託料上限額を超えてはならない。

※ 3 複数名いる場合には、全員分を提出すること。

※ 4 様式のサイズは A 4 とすること。

(2) 提出書類等の作成に関する留意事項

- ① 電子媒体のデータは、改ざんできない PDF ファイルによるものとし、CD-R または DVD-R の媒体により 1 枚にまとめて提出するものとする。
- ② 企画提案書は、A 4 判、横長、片面、横書きで作成すること。作成上限としては、30 枚以内（表紙を除く）とする。
- ③ 企画提案書は第二次審査の評価項目順に記載すること。詳細は「10 審査項

目（評価基準）②第二次審査（10 ページ）」を参照。

評価項目

【業務管理→アプリの構成・デザイン→情報管理機能→情報配信機能→システム操作性→情報セキュリティ→研修→追加提案】

(3) 提出上の留意事項

- ① 企画参加意思表明書が提出されていない者の企画提案書は、受理しない。
- ② 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ③ 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ④ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ⑤ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑥ 提出された提案書の返却は原則行わない。

(4) 提出場所（事務局）

国分寺市 健康部 健康推進課（国分寺市いずみプラザ）

TEL：042-321-1801・FAX：042-320-1181

住所：国分寺市泉町二丁目3番8号

(5) 提出期限

令和4年2月7日（月）午後5時まで

※辞退する者は参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

(6) 提出方法

提出場所に持参すること。なお、必ず事前に電話すること。

7 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第3号）を使用し提出すること。

なお、以下の質問は受け付けない。

- ・電話等口頭での質問。
- ・質問書提出期間外の質問。

(2) 提出方法

電子メールにより行うこと。

電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

送付先アドレス：kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

TEL：042-321-1801

(3) 提出期間

令和4年1月12日（水）から令和4年1月19日（水）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年1月24日（月）までに、企画参加表明書を提出している全者に対して電子メールにて通知する。（回答には事業者名を表示しないものとする。）

8 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺市健康増進支援アプリ導入及び運用業務委託事業者選定審査会」（以下、「審査会」という。）が行う。応募者が一者のみの場合でも審査を行うものとする。

(2) 審査方法

第一次審査で提出された書類により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、企画提案参加意思表明書及び企画提案参加申込書等を提出した者から、書類審査により第二次審査対象となる者を選定する。この場合、第一次審査の配点の6割以上の得点があることを条件とする。

選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である事業者が2者以上となった場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査会の決定によるものとする。

審査は、非公開とする。

第一次審査終了後、結果を参加者全てに対して事務局から令和4年2月18日（金）（予定）に様式第9号で通知する。ただし、通過者には第一次審査終了後、電話または電子メールで通知する。

② 第二次審査

第二次審査は、審査基準に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングにより審査会委員が審査する。各事業者 15 分の説明時間と 15 分程度の質疑応答時間を設ける。この説明用としてスクリーンとプロジェクター（RICOH WX5462）は会場に用意するがパソコン等の機器は各自で用意するものとする。紙媒体または電子媒体による準備を行い理解しやすい資料を作成すること。プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うこと。

実施日は令和 4 年 2 月 25 日（金）（予定）とする。場所や時間については第一次審査通過者に対し別途通知する。

審査は、非公開とする。

公平性の確保のため、第二次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

その他留意事項は以下のとおり

- A) 説明者は業務管理者を含めて 2 人以内（機器の準備及び操作をする者も含める）とする。なお、2 人以内であれば外部協力者の出席も可とする。
- B) 参加者は、審査時の説明に際して、事業者名を伏せることとする。そのため、審査時に事業者名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- C) プレゼンテーションの順番は、提案書の到着順とする。

③ 優先交渉権者 1 者及び次席者 1 者の選定方法

第一次審査と第二次審査の合計点が、6 割を超えていることを必要要件としたうえで、最高得点者を優先交渉権者、2 番目の高得点者を次席者として選定する。

④ 審査結果の通知・公表

審査会終了後、結果を令和 4 年 3 月 4 日（金）（予定）様式第 10 号で通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・国分寺市健康増進支援アプリ導入及び運用業務委託仕様書
- ・評価集計表

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により市に対し、説明を求めることができる。市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書により通知する。

- ・提出期限は、結果通知日の翌日から起算して 7 日（閉庁日を除く）以内。

- ・受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。
- ・提出にあたっては、事務局へ持参提出のこと。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者
- ④ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査会委員または事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ その他、審査会が不適格と認めた者

9 審査項目（評価基準）

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

① 第一次審査

	評価項目	評価基準	評価のポイント
客観評価	業務実績 (様式第5号)	業務実績	地方公共団体等から委託された同種業務の受託実績件数
	事業者概要 (様式第8号)	業務実施体制 事業者の個人情報保護への対応	業務実施の人員配置
			事業者の個人情報保護の認証取得の状況
	業務管理者等の実績等 (様式第8-1号, 8-2号)	業務管理者の業務経験 技術担当者の業務経験	業務管理者の業務経験件数
技術担当者の業務経験件数			
価格評価	提案見積額 (様式第7号)	見積価格	提案見積価格

② 第二次審査

評価項目		評価基準
プレゼンテーション・ヒアリング 企画提案書・	業務管理	受託への熱い思い, 意欲を持っているか。
	アプリの構成・デザイン	基本機能を利用しやすいように分類して, わかりやすく配置しているか。 サービスが利用者にわかりやすく伝わる工夫がされているか。
	情報管理機能	成長記録などの内容を理解しやすい仕組みになっているか。 予防接種のスケジュール管理など, 子育ての知識を取得しやすい工夫をしているか。
	情報配信機能	市からの情報配信を利用者にわかりやすく伝えられる工夫がされているか。 子育て等に関する情報をわかりやすく載せてあり, 検索しやすくなっているか。
	システム操作性	利用者にとってわかりやすく使いやすいシステムとなっているか。 職員が使いやすいシステムになっているか。
	情報セキュリティ	システムのセキュリティ対策は万全であるか。 インシデントが発生した場合の対応は適切なものになっているか。
	研修	効果的な研修の内容となっているか。
	追加提案	当該業務の実施に際して新たな提案があり, また現実性の観点からも内容が適切であるか。
プレゼンテーション・ヒアリング	業務理解度	世論や現状の課題, 今後の展開・運用方法を理解し, 的確に質問に回答しているか。

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成に要した一切の費用は, 参加者の負担とする。

10 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、または地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1者以上をもって成立とする。

③ 市は、提案書について本プロポーザルに参加した事業者等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合、契約締結後、公開するものとする。ただし、公開することにより事業者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があるとして認められる場合は、協議のうえ公開しないものとする。

④ 提出された書類は、選定作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。

⑥ 提案書に記載された業務管理者、技術担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。

⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。

⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。

⑨ 本プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 国分寺市健康増進支援アプリ導入及び運用業務委託事業者選定（公募型プロポーザル）への企画提案参加意思表明書提出後、国分寺市健康増進支援アプリ導入及び運用業務委託に係る企画提案書が提出されない場合は辞退と見なす。
- ⑬ 参加表明書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式第2号により辞退の申し出を行うこと。